

令和5年度第1回 府中市入札等監視委員会（要旨）

[日 時] 令和5年8月3日（木） 午後1時30分～3時

[場 所] 府中駅北第2庁舎 3階会議室

[出席者] 委 員

上條 弘次、金子 憲、北谷 繭子

事務局

石川総務管理部長、石堂契約課長、加藤契約課長補佐、鈴木工事契約係長

[会議経過]

1 委嘱状の伝達

各委員に委嘱状を交付。

2 総務管理部長挨拶

石川総務管理部長より挨拶。

3 委員・職員自己紹介

各委員及び市職員から自己紹介。

4 委員長及び副委員長の選出

事務局から、委員長を委員の互選により選任する旨の説明を行った。委員から、事務局案を求められたため、委員長に上條委員、副委員長に金子委員とする案を提案した。（全員賛成）

5 諮問事項

石川総務管理部長が諮問文を朗読し、上條委員長に渡した。

6 議題

（1）今期の進め方について

昨年度と同様、直近で行った契約案件の中から詳細に審議したいものを抽出し、当日の議題とすること、また、個別に調査すべき案件や委員会内で指示があるものは、適宜審査していく方法を提案した。（全員賛成）

また、会議の公開については、事務局より、府中市情報公開条例の規定に基づき本委員会の会議の公開及び会議録の公表について説明。委員長が事務局の説明を受け各委員に意見を求めたところ、会議については非公開、会議録については要旨を公開することとした。

(2) 令和4年10月1日～令和5年3月31日に契約締結した案件の審査について

事務局より、資料1及び2に基づき、令和4年度下半期における契約締結の状況について説明を行った。

(委員)

資料2を見ていると、不調案件が多いように感じるが、なにか傾向はあるのか。

(事務局)

同じ案件において繰り返し不調となっている。また、予定価格が低い案件も不調となりやすい。

引き続き、各委員が事前に抽出した案件(資料4)について、1件ずつ審議を行った。委員から抽出した案件に関する質問を受け、それに事務局が回答した。

・四谷2丁目地内水路改良工事

(委員)

この案件に限らず、他の案件でも特定の業者は高い金額で入札しているため気になり抽出した。再確認ではあるが、技術点は何点満点か。

(事務局)

20点満点となっている。

(委員)

他の案件を見ると、17点近くの技術点を取っている業者もあり、11点は低い印象である。さらに、落札率が100%という点も気になった。

(委員)

技術点の平均はどのくらいなのか。点数が高いと信頼できる業者と考えて良いものか。

(事務局)

落札する業者はおおむね10点を超えてくる印象がある。公共工事を請け負う場合、経営事項審査を受けた業者のみが参加でき、その審査も経営状況や経営規模を確認していることから、一定の信頼を持つ業者が参加しているものと認識している。

(委員)

技術点及び業者選定の状況がわかったため、本案件についても理解した。

(委員)

特定の業者における過去の落札実績はどうか。

(事務局)

令和4年度において4件落札している。比較的、予定価格が低い案件を落札している。

(委員)

予定価格そのものが低い案件だからこそ、自ずと入札金額も予定価格に近い額で応札、ということもありそうである。

(事務局)

工事規模が小さい案件においては、業者側も利益を確保するために、予定価格に近い額での応札になりがちである。

(委員)

一般土木工事などに比べて、この水路改良工事というのは難しい工事ということなのか。対象となる業者が33者程度いる中で、手を挙げたのが2者ということは、水路改良工事特有の難しさがあるのか。

(事務局)

工事内容としては、それほど難しくないと捉えている。やはり予定価格が低い案件は手が挙がりにくく、不調になりやすい傾向はあるかと思う。

(委員)

予定価格が低いと手が挙がりにくい状況となる、との説明を受け了解した。

・府中市立府中第一中学校校舎等改築に伴う外構工事（その2）

(委員)

予定価格はかなり高額で、結果として1者応札となったようだが、この難易度にもなると、請け負える業者も限られてくるということか。学校案件は毎年あるように感じており、傾向などがあれば教えてほしい。

(事務局)

この外構工事については、令和4年度の早い段階から入札を進めていた案件である。当初は5億円近い案件だったが、不調となったため、案件を分割し、また、業種を変えるなどの対応をとったが、それでも不調となった経緯がある。こういった経緯もあったため、手が挙がりにくい案件ではあったと思う。

(委員)

なかなか手を挙げない理由に、設計価格自体が低いと思われていることもあるのか。

(事務局)

JVを組む案件であったため、業者間の合意形成がないと応札自体できない、といったことも考えられる。市としては、単価表に基づいて積算はしているものの、業者が考える実勢価格との開きはあったのではないかと推測している。

(委員)

確かに、最近では物価の高騰もあり、厳しくなっていると想像できる。

予定価格が高い案件であるが、当初から分割するという考えはなかったのか。分けることで問題等が発生するのか。

(事務局)

分割することによって問題が発生するということはないが、1つの案件とした方が、共通仮設費などの余分な経費がかからないと思われる。本案件については、不調が続いていた背景があったため、より手が挙げやすい条件として分割を選んだものである。

(委員)

確かに、1つにしたほうが余計な金額がかからなくなると思う。説明も合理的であり、了解した。

・旧武蔵台プール解体工事

・府中市立府中第一中学校体育館等解体工事

※上記2件は関連性があるため、まとめて審議することとした。

(委員)

33番と35番の入札参加業者が全く同じ状況である。このようなことは頻繁にあるものなのか。また、官製談合事件で関連があった業者も参加していたので、抽出した。

(事務局)

解体工事については、市内業者が7者のみとなっており、その中から手を挙げたため、このように同じ業者が並ぶ状況になったと思う。

(委員)

32番の解体工事案件だと、11者も手を挙げているが、なにか違いはあるのか。

(事務局)

やはり予定価格の金額によって手の挙がり方は変わってくるかと思う。上半期で行った同規模の解体工事についても、5者程度の手の挙がり方となっている。

(委員)

このあと議題となる65番、66番においてもほぼ同じ業者が手を挙げている状況である。しかも予定価格に近い入札金額となっている。今後は、同じ業者が参加する案件については、注視していったほうがよいのではないかと思う。

(委員)

解体工事特有の傾向なのか。

(事務局)

解体工事の資格を持つほとんどの市内業者が、手を挙げてきている状況である。資格要件については市外業者へと広げているが、金額的な部分もあるのか、なかなか手が挙がらない状況である。

(委員)

やはり規模が大きいと手が挙がりやすいということか。

(事務局)

お見込みのとおりである。なるべく手を挙げてもらいたいと考えているが、現状は思うような状況にはなっていない。過去に行った、学校の解体工事などの大規模な案件は、市外業者の参加も多く、結果としても市外業者が落札している。

(委員)

このような同じ業者での構図となっている案件については、注視していくことがよいかと思う。

(委員)

傾向は理解したが、予定価格が低いことに伴い、市内業者だけの入札となり、いつも同じ業者となってしまうことは、業者間のなれ合いが起きてしまう可能性もある。こういった案件については、今後もこの委員会で取り上げて、動向を注視していきたいと思う。

・府中市立府中第一中学校渡り廊下等改築に伴う給排水衛生設備工事

・府中市立府中第一中学校校舎等改築に伴う外構給排水衛生設備工事

※上記2件は関連性があるため、まとめて審議することとした。

(委員)

先程と同様に、41番と40番では、5者が一致している不自然さと、41番の特定の業者が予定価格と同額を入れている。

ある業者にいたっては、40番でも同額としている。この2つの案件の開札日が1週間しか違いがなく、落札業者が一緒、辞退する業者も一緒、予定価格と同額の業者がいる点など、普通では考えられないのではないかと思い、抽出した。

(事務局)

推測にはなるが、両案件ともに、業者が想定する実勢価格と予定価格に開きがあったと思われる。どこの業者も予定価格に近い金額を入れており、その傾向は強く出ていると思われる。

(委員)

業者側において予定価格の積算はできるものなのか。

(事務局)

予定価格は事前公表しているため、業者側で積算をして、予定価格以下の金額となれば、入札してくると思われる。どの業者も、利益を考慮して、予定価格と

同額で入れるといった判断をした可能性はある。

(委員)

そうすると、あとは技術点での勝負ということになるのか。また、共通した業者が入札に参加しているとの指摘があったが、資格要件のランクについて確認したい。

(事務局)

給排水衛生工事で800点以上となる市内業者は12者である。業者が重なりにやすいといった状況については、特段の把握はしていない。

(委員)

落札した業者の落札実績はどうなのか。同じ学校の2案件を落札しているようだが。

(事務局)

令和4年度の実績は、今回取り上げた2件の工事のみとなる。

(委員)

先程、応札金額が予定価格に近くなることは仕方がない、との回答に聞こえたが、これほどまでに金額がピッタリとなるものかといった印象で、不自然さは感じている。

(委員)

この件に関して、なにか情報を得ている、ということはあるか。数字だけを見ての判断となるため、良し悪しの判断は困難である。

(事務局)

情報として何か特段持ち合わせてはいないが、両案件とも規模感がとても小さい案件で、利益率が高くない工事ということあり、このような予定価格に近い金額の結果になったのではないかと思われる。

(委員)

状況は理解したが、同様の案件が2件続いたという結果については、注視していかなくてはいけないのでは、とも思う。金額が低い案件や特定の業者が落札する案件については、今後注視していきたいと思う。

(委員)

これからは同じ業者で固まっているような案件については、細かくチェックしていく必要があると思う。辞退している業者も一緒であること、また、特定の業者は41番では同じ金額、40番では数千円しか違いがないことなど、普通は考えられないと思う。これも推察にはなるが、話し合わないとこのような状況にならないと思う。

(委員)

このような案件については、今後、注視していくというまとめとする。

- ・府中市立府中第八小学校校舎等改築に伴う外構電気設備工事
- ・府中市立府中第一中学校渡り廊下等改築に伴う電気設備工事
- ・府中市立府中第一中学校校舎等改築に伴う外構電気設備工事

※上記3件は関連性があるため、まとめて審議することとした。

(委員)

この3案件を比較すると、入札日から見ても、特定の業者が順番に取れたことで、他の案件は辞退したように見受けられたため、気になり抽出した。

(委員)

私は単純に辞退数が多かったので抽出した。この案件に関して何か補足説明はあるか。

(事務局)

必須事項ではないが、業者からは辞退理由の記載を求めている。この辞退理由で多く見られるのが「予定価格と合わない」「技術者の配置ができない」といった点である。やはり予定価格が公表されていることから、積算した金額が合わなければ、辞退となる状況である。

各業者の辞退理由についてだが、ある業者は57番、58番ともに記載はなかった。別の業者は53番では「資材の調達ができないため」とあった。58番は記載がなかった。また、別の業者は、53番、57番ともに「作業員の確保が困難」との理由であった。

(委員)

先に落札が決まったため、人の配置ができないといったことや資材が調達できない、といった理由につながることもありえるのか。

(事務局)

落札出来たことに伴い、後に控えている入札案件を辞退する、といった理由はあったと思う。

(委員)

どれか落札できれば良い、との考えで、3つとも手を挙げるということはあるのか。

(事務局)

公告を見た段階で手を挙げない業者もいれば、詳細な設計書を見てから、辞退または入札するなど、業者によって対応は様々である。

このことから、とりあえず手を挙げて、詳細な設計書を確認してから、やりやすい工事かどうか判断しているところはあるかと思う。

(委員)

電気工事だからこの特徴がでている、といったことはあるのか。

(事務局)

電気工事については、対象業者数も多く、比較的手が挙がりやすい工事業種で

あると認識している。

(委員)

資格要件について、市内業者で経営事項審査600点や700点といった区分けをしているかと思うが、市外も参加できるようにしていると聞いている。改めて、資格要件の点数設定について確認させてほしい。

また、解体工事の案件でも気になったことだが、そもそも市内業者が5者程度であるならば、最初から広げてよいのではと感じた。

(事務局)

業者が公共工事を行う際は、必ず経営事項審査を受けなければならない、この審査を受けると、事業者ごとに点数が付く。この点数が高いと工事の実績や業者の規模感も高い、ということを表している。

本市においても、発注する工事の規模が大きいものは点数が高い業者に、小さいものは点数が低い業者に割り当てており、応札機会が均等化されるような仕組みとしている。

(委員)

揚げ足をとるようで申し訳ないが、抽出案件4では800点以上で予定価格1,600万円程度となっているが、工事内容によって違うということか。条件が変更できるようなら、手を挙げる業者も増え、結果も変わってくるのではないだろうか。やはり数が限られると、どうしても業者間でなにかやっているのではないかと思われてしまう。

通常は予定価格の金額によって、業者のランクを変えているという認識で良いか。

(事務局)

お見込みのとおりである。案件によっては、600点以上800点未満といった、規模の大きい業者が入れないよう、制限をかけている場合もある。規模の小さい案件に大手企業が参加してしまうと、全て落札してしまう可能性もあり、中小企業にチャンスが行き届かない可能性がでてしまう。

なお、抽出案件4については、一度不調になった案件で、最初は800点未満の業者を対象としていた。しかしながら手を挙げる業者がいなかったため、2回目は800点以上とした経緯がある。

(委員)

資格要件については、様々な配慮が働くので、一律の対応ではないということが良いか。

(事務局)

不調が続く案件などについては、手を挙げる業者が増えるように、条件の見直しを行う場合はある。

(委員)

案件の状況を見て、資格要件の変更対応していることを確認した。質疑等からこの件も了解できるものと判断する。

・府中市郷土の森博物館本館改修に伴う電気設備工事

(委員)

落札金額が非常に高いこと、また、JV案件であることから抽出した。親となる業者は都内本店・支店まで広げると200者以上とのことだが、声のかけ方はどのように行っているのか。

(事務局)

JVの組み方については、あくまで業者間に任せており、業者間で話がまとまれば、電子調達サービス上において申請してもらうこととなる。

(委員)

200者以上には、何かしらの方法で通知がいくということか。

(事務局)

業者はすべて電子調達サービスに登録しているため、このサービスを用いて府中市が発出した工事公告を見る仕組みとなっている。その中で、業者自身が対象案件かどうかを判断している。

組み方については、子である市内業者から親となる業者に話を持ち掛けるパターンと、親の方が過去の付き合いなどから声をかけるパターンなど、様々かと思われる。

JV案件は規模感が大きいものが対象となっているため、高い点数を設定しており、なかなか参加数が増えない現状もある。

(委員)

金額が大きいだけに、競争がもっと働くとよいのではと感じた。確かにJV案件は入札数が少ない印象を受ける。今回も2者なので気になった。やはり業者間の自主性にまかせると、手を挙げる業者もこの程度の数になるということか。

(事務局)

お見込みのとおり、JVは2、3者しか手が挙がらない傾向となっている。JVを組まず、通常の1者だけの工事案件とした場合、大手企業が落札し市内業者がとれない、といった状況は起こりえると思う。メリット、デメリットがそれぞれあり、そのバランスをとるのが難しいと感じている。

(委員)

説明を受け、状況は理解できた。こちらも了解したものとする。

・七小通り改良工事（第1工区）

・富士見通り改良工事（天神町地区）

※上記2件は関連性があるため、まとめて審議することとした。

（委員）

官製談合事件で関連があった業者が落札した案件であることのほか、100%の応札額であった業者は、形だけの参加業者として見えた。その業者は12番、25番で辞退しており、やる気があるのかなど。

同じように66番、65番で特定の業者が辞退しており、似たような動きをしている。

繰り返しになるが、5者が同じ業者で辞退業者も同じとなっており、かつ事件で関連があった業者が落札する、といった図式は問題があるように感じた。

（委員）

100%の応札額となった業者の落札状況はどうか。本当に形だけの参加業者で、予定価格と同額を入れているだけだと問題のある業者とも思えてしまう。

（事務局）

令和4年度の実績では、単価契約の案件を落札している。通常の工事案件での落札実績は、直近2年においてははない。

形だけの参加業者であるならば、そもそも応札しないのではないかと思う。辞退をする選択肢もある中で、形だけの参加業者として応札する意味があまりないと思っている。逆にどの点が懸念事項なのか教えていただきたい。

（委員）

考えられることとしては、1者応札となるよりも、2者で競っている方が競争入札としては違和感がない、といったことぐらいか。

委員の言うとおりに、両案件とも構図は似ているかと思う。単体の案件でみると、何が怪しいのかと思うし、いくつか比べてみると怪しさがでてくると思うが、何を調査するかが明確であれば動きやすいかと感じる。

疑義あれば、業者へのヒアリングを行うことはできるかと思う。その内容から、合理的な説明があれば問題はないとの判断が言えるのではないか。

（委員）

その業者は2件とも予定価格と同額で応札してきており、普通は落とせないだろう、と思うはずである。ヒアリングを行うのであれば、何故、毎回予定価格と同額なのか、また、特定の業者と同じタイミングで入札しているのではないか、といったあたりを聞いてみたい。

（委員）

私としては、辞退理由をしっかりと記載してもらおうようにしたらどうかなど。そこから何か傾向が見えてくれば良いのではないか。

もし聞き取りができるのであれば、委員がいったことを聞いてみるのはどうか。

価格点は0点になってしまうが、それを承知で申し込んでいるのか、とか。

(事務局)

辞退理由の記載については、令和4年度までは任意としていたが、今年度の途中から極力記載してもらうように促している。

別の案件ではあるが、予定価格と同額で入札してきた業者にヒアリングしたことがあり、その時の話では、実際に積算してみると予定価格を上回るものとなったが、予定価格近くで落札できれば、採算がとれる、とのことであった。また、手を挙げた以上、市に協力したいことから、同額ではあるが応札したとの話であった。

(委員)

私としては、辞退理由の記載を行うよう、強く依頼した方が良いのかなと感じた。なぜ辞退するのかといった分析につながると思う。聞き取りするかどうかにについては、皆さんのご意見を伺いたいと思う。

(事務局)

辞退理由については、なるべく記入してもらえそうな仕組みを検討していきたい。

また、過去には、入札を進めていく中で、応札状況に違和感があるものについては、ヒアリングを実施したケースもある。

(委員)

指摘のあった業者については、差し支えなければ、予定価格と応札金額が同額となっている理由について、聞いてもらえればと思う。

(委員)

特定の業者の重複も気になるので、その関係性とかも聞ければ。

(事務局)

聞くこと自体は可能かと思うが、かなり前の案件でもあるため、明確な答えになるかどうかは不明ではある。

(委員)

こういった聞き取りは行ったことはないかと思うが、委員会の中で出た意見として確認作業は行ってみたいと思う。

(委員)

抽出案件4において予定価格と応札金額が同額または近い金額となっている理由と特定の業者の関係性も可能であれば、確認をお願いしたいと思う。

(委員)

ほかに何か確認したいことはあるか。

(委員)

先程あった、辞退理由の具体的な記載については、私も同意見で、実施した方が良いかと思う。記載の理由から市としての改善策につながるかもしれない。現

状では、手を挙げたが辞退する、といった一連の流れにペナルティー等もないので。

(委員)

確かにそのような工夫があってもよいかと思う。

(事務局)

事務局においても、辞退理由の記載に関しては課題としての認識があったため、検討していきたいと思う。

(委員)

大変な対応にはなるかと思うが、参加業者の向上、不調の削減といったことにつながるかもしれないので、ぜひ検討をお願いしたい。

全体を通して何かあるか。なければ、抽出案件は終了とする。

7 その他

・調査基準価格について

府中市情報公開条例第7条第5号に該当するため、本報告は非公開。

・次回の日程等について

(委員)

事務局から連絡事項はあるか。

(事務局)

今回は、令和5年10月27日午前10時の開催を予定している。